

令和8年3月 第195回 定例会

福 井 坂 井 地 区 広 域 市 町 村 圏
事 務 組 合 議 会 会 議 録

令和8年3月26日（木曜日） 午前11時 開会

令和8年3月26日、組合議会定例会が福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務所2階会議室に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日 程 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 2 会期の決定について
- 日 程 3 議案第1号
令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正
予算
- 日 程 4 議案第2号
令和8年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日 程 5 議案第3号
福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日 程 6 一般質問

○出席議員 (18名)

1番	田中義乃	2番	堀川秀樹
3番	皆川信正	5番	池上優徳
6番	室谷陽一郎	7番	堀田あけみ
8番	卯目ひろみ	9番	青柳篤始
10番	三上寛了	11番	佐藤寛治
12番	前川徹	13番	永井純一
14番	川畑孝治	16番	伊井藤宏実
17番	酒井圭治	18番	川崎宏直
19番	楠圭介	20番	清水憲一

○欠席議員 (2名)

4番	奥島光晴	15番	戸板進
----	------	-----	-----

○説明のため出席した者

管理者	森之嗣	副管理者	池田禎孝
副管理者	西行茂	副管理者	河合永充
副管理者	前川嘉宏	事務局長	笹木幹哲
総務課長	竜田麻紀	清掃センター長	近藤克巳

○事務局出席職員

総務課長補佐	長谷部伊砂雄	清掃センター課長補佐	三上眞弘
清掃センター課長補佐	山田重典	総務課副主幹	小林大悟
総務課副主幹	西澤訓一	総務課主査	片岡裕貴
総務課主査	羽柴和宏		

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立願います。

一同 礼

ご着席ください。

◎議長（室谷陽一郎）

令和8年3月第195回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、4番 奥島光晴議員、15番 戸板進議員の2名であります。

本日の議事日程は、それぞれお手元に配布しましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

◎議長（室谷陽一郎）

それでは、日程1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番 青柳篤始議員、16番 伊藤宏実議員のご両名を指名します。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日一日としたいと存じますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

異議なしと認めます。

よって、会期は一日と決定いたしました。

◎議長（室谷陽一郎）

ここで、森管理者から発言を求められていますので、許可します。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

本日ここに、第195回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中、ご出席を賜わり厚くお礼申し上げます。

ます。

平素は、組合事業の運営にあたりましてご理解とご支援をいただいておりますことに対して重ねてお礼申し上げます。

さて、先の内閣府月例経済報告では景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある、としております。

政府は責任ある積極財政の考えのもと、戦略的に財政出動を行うことで強い経済を構築するとしておりますが、世界情勢が不透明な昨今、国民の暮らしを守る迅速な対応に期待をするところでございます。

次に、主要事業の取組みにつきまして申し上げます。

まず、電子計算組織の共同利用事業では、国が示す標準仕様に適合したシステムへの移行を昨年秋に完了し滞りなく稼働をしております。引き続きシステムの稼働状況を注視しながら、安定的な運用に努めてまいります。

次に一般廃棄物の共同処理事業では、清掃センターの包括的な運營業務委託により各種法令や基準を遵守し、環境保全対策に万全を期した運営管理を行なっております。

また、YONETSU-KANささおかにおきましては、第4期の指定管理期間がスタートし1年が経ったことから、新たなサービス導入などを検討しながら引き続き圏域住民に親しまれる施設となるよう努めてまいります。

以上、組合運営における所信の一端と主要事業の近況について申し上げさせていただきました。

なお、本定例会に上程する議案の内容につきましては後ほど説明を申し上げますが、何卒慎重なご審議を賜わり、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げ招集の挨拶といたします。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程3 議案第1号令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第1号、令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳出予算におきましてシステム改修などの入札差金と、ごみ焼却量が減少したことによる長期包括業務委託料の減額でございます。

歳入予算におきましては、歳出予算の減額に応じた負担金の補正をお願いするもので

ございます。その結果、歳入歳出それぞれ1億2,910万円を減額し、補正後の予算総額を、32億721万3,000円にするものでございます。また、地方自治法第213条第1項の規定により、システム改修にかかる予算の繰越しをお願いするものでございます。

次に、第1表歳入歳出予算補正の概要につきまして、下段の歳出予算から説明させていただきます。

第2款総務費では、制度改正に伴う改修費用や端末機器リース料の入札差金1億円を減額し、歳出合計を9億8,739万3,000円とするものでございます。

また、第3款衛生費では焼却量が減少したことによる長期包括業務の減額と、余熱館指定管理者への休業補償の増額を加算・減算し、歳出合計を17億4,773万円とし、歳出の総合計を32億721万3,000円にするものでございます。

歳入につきましては、第1款分担金及び負担金において、歳出予算の補正額に見合う額の補正をするものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、第2款総務費第2項情報処理費における住民基本台帳システム改修737万円と、コンビニ交付システム改修215万6,000円の2業務でございます。

これは、戸籍に記載される振り仮名をそれぞれのシステムへ取り込むための改修が必要なもので、費用はすべて国庫補助金が充てられることになっておりますが、国がこの補助金を繰越すことが既に決まっておりますので、同様に繰越しをお願いするものでございます。

以上、令和7年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について、ご説明申し上げます。

何とぞ慎重なるご審議と、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました議案第1号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

討論なしと認めます。
これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程4 議案第2号令和8年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算、を議題とします。

提出者の、提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました議案第2号、令和8年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

物価高騰などによる厳しい景気状況が続く中、令和8年度予算を編成するにあたりましてはできる限り構成市町の負担増にならないよう、事務・事業の経費削減に努めたところでございます。

2か年度に渡っておこなってまいりました、自治体システム標準化の移行作業が完了したこと。また、7年度には指定管理者の更新にあわせて行いました余熱館の大規模改修が完了したことで、予算総額は歳入・歳出ともに30億1,413万1,000円となり、前年度当初予算と比較して、3億131万1,000円、9.1%の減額となっております。

それでは、令和8年度に取り組む主要な事業について申し上げます。

電算共同利用事業では、自治体システム標準化の移行作業が完了したことから、当組合における総合行政情報システムの第4期がスタートしております。引き続き、法改正・制度改正に伴う改修を実施するとともに、安定的な運用に努めてまいります。

一般廃棄物の共同処理事業においては、長期包括運営委託業務により環境保全対策に万全を期し、施設の安定した運営管理に努めてまいります。

また、リサイクルも含めたごみ減量化によるコスト削減を図るため、構成市町と連携しごみ分別の徹底やリサイクルのさらなる推進を圏域住民に発信・啓発し、ごみの適正処理やリサイクル意識の醸成を図ってまいります。

次に、第1表歳入歳出予算の概要につきまして申し上げます。

歳入予算につきましては、分担金及び負担金では各構成市町からの負担金で、28億9,740万5,000円を見込んでおります。

使用料及び手数料では、清掃センターへのごみ持ち込み処分手数料など、1億938万6,000円を見込んでおります。

諸収入では、アルミ・ペットボトルなどの資源物等売払い収入などの雑入で、453万4,000円を見込んでおります。

歳出予算につきましては、総務費における総務管理費では、総務課職員の人件費や一般事務に係る経費など、1億6,602万4,000円を計上しております。

情報処理費では、総合行政情報システムに係る経費など、8億707万5,000円を計上しております。

衛生費におきましては、清掃センター職員の人件費や清掃センターの運営に係る経費など、16億8,144万5,000円を計上しております。

公債費におきましては、組合債の償還に係る経費で、3億5,267万6,000円を計上しております。

以上、令和8年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました議案第2号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

討論なしと認めます。
これより議案第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程5 議案第3号福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（森之嗣）

議長、管理者。

◎議長（室谷陽一郎）

森管理者。

○管理者（森之嗣）

ただいま上程されました、議案第3号福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

福井市が、令和8年度からごみ処理体制を市内全域で統一することに伴い、越廼及び清水区域の粗大ごみを新たに清掃センターへ搬入することから、条例を改正するものでございます。

なお、施行は、令和8年4月1日からといたすものでございます。

以上、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

何とぞ、慎重なご審議と妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（室谷陽一郎）

ただ今、説明のありました議案第3号について、質疑を許可します。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（室谷陽一郎）

討論なしと認めます。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（室谷陽一郎）

挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議長（室谷陽一郎）

次に、日程6 一般質問を行います。質問は、同一議員につき答弁を含めて20分以内とし、すべて自席で行うこととなっています。

◎議長（室谷陽一郎）

14番 川畑孝治議員。

◆14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆14番（川畑孝治）

今回、私はペットなどの動物性残渣について質問をさせていただきます。ペットとか小動物などの動物性残渣は一般廃棄物になります。そこで当センターでの焼却についてお聞かせを願いたいと思います。

先だってマスコミや報道で聞いてびっくりしたのが、この国は子どもの数よりペットの数が多そうであります。確かに私も家にいたり、県のグリーンセンターへ行ってもすごくたくさんの方がペットを連れて散歩していたりとかそういったことがあります。やはり命のあるものはいつかは亡くなってしまいます。そういった時に私も散歩している時に、もし亡くなったらどうします、と聞くとやはり大事にされているところは、ペット専用の葬儀社とかにお願いをする。しかし、ペットを飼っておられる方によっては、そこまではお金をかけたくないという方もいて、私ども坂井市において担当の方にペットが死んだことでの問い合わせがあった場合にはどうするのか、と聞いたところやはり担当としてもペット専門の葬儀社の方に処理をお願いしているそうであります。しかし、あくまでも動物性残渣とはいえ、一般廃棄物でありますので本来ならば当センターにおいても処理をするものではあります。そういったことで、ペットもしくは、小型の獣類、アライグマとかハクビシンとかの焼却について、もしあればここでの対応についてどういうお考えかお知らせを願いたい。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

ただいまの川畑議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のように、一般家庭で飼育されていたペット、自然界に生息していたネズミやハクビシン、アライグマなどの小動物の死骸は、法的には一般廃棄物として取り扱われます。一般廃棄物の収集処理は市町村が担うということになっておりますので、当組合も処理を行う義務がある形にはなりますけれども、これまで当清掃センターに自宅で飼っていたペットが死んだのでどうすればいいのかですとか、道で見つけたハクビシンやアライグマなどをどうすればいいのかという問い合わせは、過去においてございません。それで、市町に問い合わせましたところ収集業務を担っている市町におきましては市民からご相談があった場合には、福井市ではクリーンセンターへの持込を案内しています。これは現在の東山のクリーンセンターには、小動物用の焼却炉を専用を持っているためでございます。また、他の市町では専門の民間業者であるペットの葬儀会社を紹介していると聞いております。

現在、当組合の清掃センターでは、焼却施設の能力的には処理可能ではありますが、動物の受入れは行っておりません。理由としましては、設備の構造上、焼却炉への直接投入ができず、

一旦ピット内で受入れした後に攪拌作業を行わなければならないことから、焼却までに時間を要し腐敗等の懸念があるためです。

また、処理する動物の死因が感染症等であるかどうかの確認が取れないため、衛生上の観点により平成7年の施設稼働時から現在まで受入れを行っておりません。

今後、市町からの要望が大ききようであれば、新炉建設時に専用の焼却施設の設置も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◆14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆14番（川畑孝治）

今、局長がおっしゃったとおりで坂井市においても、ペット専用の業者にお任せしているところではありますが、やはり市民の税金の中から要らない経費はなるべく抑えるべきであるかと思われま。先ほどのペットの話ではありませんが合同火葬とか、そういった形でペットの遺骨を持ってこれない方は合同火葬で。これだと安くて5,500円から7,000円や9,000円であるみたいですし、もっとお金をかける場所では遺骨をもらい、戒名までつけていただいております。私としては、大っぴらにここでペットの死骸を受入れますよ、と言う必要はありませんが例えば市の対応としてペットが亡くなった時には袋に入れるなどきちんとして市の方に持ってきてもらうとか、そういった経路を経てここへ搬入する、そういったことも可能ではないかな。そして局長が言われてました焼却までに時間がかかると腐敗をします。これは動物だけではなくて、全ての廃棄物、有機物に関してはつきものではありますが、このセンターのピットに入ったものから出る悪臭などは外にもれることはありませんので、腐敗臭に関して全く心配はありません。先ほどの議案の説明の中においても、ごみの焼却量が近年減ってきているということなので、ごみの焼却に対して大きな負担にはならないのではないかと感じております。今後構成市町におきましてペットの死骸、並びに小型の小動物の焼却依頼があった場合には、先ほどの小型の焼却炉を作らなくても可能ではないかと思っております。また、そういった部分で、当センターにおいても検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、改めてご答弁を求めます。

○事務局長（笹木幹哲）

はい、議長。

◎議長（室谷陽一郎）

笹木事務局長。

○事務局長（笹木幹哲）

再度、川畑議員のご質問にお答えいたします。川畑議員のご要望としましては、今現在の施設の段階で市町が回収したペットの死骸、それから小動物の死骸等をセンターで処分できないかの検討をしてください、ということでしたけれども今までの流れの中で組合と市町との間で小動物にかかる協議といったことは今までは行っておりませんでした。今後、そういった要望があるかもしれないため、協議の場を設けて検討させていただきたいと思っております。ただ、先ほ

ど説明しましたように、一番の懸念点は感染症の観点から話が大きくなる可能性もあり、昨今懸念されることとして鳥インフルエンザがありまして、鳥を処理した場合に近隣の養鶏場とかに広がる懸念等がございますので、そこら辺を注意して検討する必要があると思われま。検討は、市町の担当部署とさせていただきたいと思ひます。

◆ 14番（川畑孝治）

議長、14番川畑孝治。

◎議長（室谷陽一郎）

14番、川畑孝治議員。

◆ 14番（川畑孝治）

確かに感染症とかの心配があると思ひますが、ここでのピットから引ひている空気は焼却炉へ行きますよね。ですから、例えば鳥類においてはその場で二重にとかその場できちんと他への空気感染がしないように二重にして、ピットから入ってしまえば感染源が外に出ることは無いので。焼却炉を通過して廃棄されるわけでありまますから、当然感染症の菌などは焼却処分されるわけですから、そういった心配は全く無いと思ひます。ですので一定のルールを決めていただひて、今後前向きな検討をお願いいたしまして私の一般質問といたしまます。以上、終わります。

◎議長（室谷陽一郎）

以上をもって、一般質問は終了しました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和8年3月第195回福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたしまます。

○事務局長（笹木幹哲）

ご起立ください。

一同 礼

午前11時36分閉会